

建設工事入札に係る最低制限価格の見直しについて

令和 4 年 3 月 4 日に中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルが改正されました。これに伴い、国土交通省から『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律』第 20 条第 2 項に基づく要請（ダンピング受注の防止を図るため最低制限価格を見直すこと）がありました。これを受け、公共工事の品質確保とダンピング受注の防止を図る観点等から、本市の最低制限価格の範囲を下記のとおり見直すこととしました。

1 目的

公共工事の品質確保とダンピング受注の防止を図ること

2 対象

令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告する予定価格 130 万円超の建設工事

3 最低制限価格の算出方法

（１）最低制限価格

【最低制限基準額】×【くじによる調整係数】

（２）最低制限基準額

直接工事費などの工事費項目ごとに、中央公契連モデル（R4 年モデル）の算定割合を乗じ、算出した額の合計額（小数点以下切り上げ）

（３）くじによる調整係数

係数抽出変動型最低制限価格制度によるもので、開札時に入札執行者がくじにより決定。

調整係数は 21 段階に分かれており、0.9950 から 1.0050 の間で、0.0005 単位で変動。

4 見直し後の最低制限価格の範囲

（１）これまで

予定価格の 92%を上限

（２）見直し後

最低制限基準額の上限を予定価格の 92%とし、くじによる調整係数を乗じる。

⇒【最低制限基準額（予定価格の 92%を上限）】×【くじによる調整係数】

※調整係数により予定価格の 92%を超える場合があります。

【総務部契約課 工事契約担当】